

第1類（杏林大学医学部附属病院の医療安全管理に係る監査委員会規程）

○杏林大学医学部附属病院の医療安全管理に係る監査委員会規程

制定 平成28年12月19日

改正 令和3年12月20日 令和4年6月20日

（設置）

第1条 本学に、杏林大学医学部附属病院（以下「病院」という。）の医療安全管理に係る監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）

第2条 委員会は、病院において、より高度な医療安全管理体制を確保するために、病院開設者（以下「開設者」という。）の下で医療安全管理責任者、医療安全管理部、リスクマネジメント委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務を監査する。

2 委員会は、病院管理者（以下「管理者」という。）に対し、病院の医療安全管理に係る業務状況について報告を求め、必要に応じて実地の確認を行う。

3 委員会は、監査の結果に基づき、必要に応じて開設者及び管理者に対し是正措置を講じるよう意見を表明する。

4 第2項及び第3項に掲げる業務については、その監査結果を公表する。

（組織）

第3条 委員会を組織する委員は、3人以上5人以下とし、委員長及び委員の半数を超える数は、本学の特定機能病院と次のアからウに掲げる利害関係のない者から選任する。

ア 過去10年以内に本学附属病院に係る雇用関係にある者

イ 過去3年間において、一定額（年間50万円を基準とする）を超える寄付金又は契約金を開設者から受領している者

ウ 過去3年間において、一定額（年間50万円を基準とする）を超える寄付を開設者に対して行っている者

2 委員会の委員は、次に掲げる（1）から（3）により構成し、第1項に規定する利害関係のない者には（2）及び（3）を含むものとする。

（1）開設者が指名する者

（2）医療に係る安全管理又は法律に関する識見その他の学識経験を有する者

（3）医療を受ける者その他の医療従事者以外の者

3 委員会の委員は、開設者が委嘱する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、任期途中で交代した場合の補充委員の任期は前任者の残任期間とし、委員増員の場合は在任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置く。委員長は、開設者が指名する。

第1類（杏林大学医学部付属病院の医療安全管理に係る監査委員会規程）

6 委員長は、委員会を総括し議長を務める。

7 委員会は、委員長が召集し、年に2回以上開催する。必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

（書類の提出及び公表）

第4条 委員会の委員の名簿及び委員の選定理由については、医療法施行規則の定めにより、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出し、併せて公表を行う。

（事務）

第5条 委員会の事務は、総務部総務課が担当する。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、運営審議会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。